

研修費等補助規程

(目的)

第1条 この規定は、業務命令以外でついたちの里職員が希望する業務遂行上必要と思われる研修の受講及び資格・認定の取得を目的に受講又は受験をする場合の事業所の補助について規定する。

(承認)

第2条 職員の研修の受講、資格取得・認定のための受験は教育・研修委員会（以下、「委員会」という。）がこれを承認する。ただし事情により承認を受けないで受講・受験したときは、事後遅滞なく事情を具して承認を受けなければならない。

(研修費等)

第3条 職員が研修又は受験の為の費用を要する場合で、費用の助成を求める職員は予め補助申請書に記入し、受験等誓約書を添付の上、委員会の承認を得なければならない。

2. 費用の範囲は別表1の通りとし、定めのない場合委員会で協議・決定する。

3. 費用の補助は、原則、受験・研修により資格又は認定資格を取得した場合のみ支給する。

(交通費)

第4条 交通費の支給については、別表1の通り。

2. 交通費を支給する時は、旅費規定中の研修に準ずる。

3. 前条第3項を準用する。

(日当)

第5条 本人希望の場合、原則、日当の支給は行わない。特に必要を認める場合は、委員会で協議する。

(宿泊料)

第6条 宿泊研修の場合は、旅費規定中の研修に準ずる。

(精算)

第7条 前条により、精算を行う場合は、領収書及び明細書を添付しなければならない。

2. 精算は、規定額を上限金額とし、領収書及び明細書により支給する。

(返金)

第7条 補助を受け資格、認定を取得したにも拘らず、施設内で有効に活用することなく本人都合により1年以内に退職した場合は、別表2により返金することとする。但し、特別な事情による退職の場合については、委員会でその都度協議し、承認された場合は返金を求めない。

(不支給)

第8条 本人の重大な責により、研修・受験の目的を達することができなかった場合、受験料及び研修に要した費用(交通費、キャンセル料等を含む)は本人負担とする。

附 則

この内規は平成26年2月1日から施行する。

この内規は平成26年8月1日から施行する。

この内規は平成26年9月1日から施行する。

この内規は平成27年4月1日から施行する。

教育・研修委員会 殿

研修・受験等補助申請書

平成 年 月 日

申請者所属		職 種	
申請者氏名	①		
研修・受験名称			
研修・受験場所			
期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
補助範囲		研修費	可 ・ 不可
		受験料	可 ・ 不可
		交通費	可 ・ 不可
		宿泊費	可 ・ 不可
		日 当	可 ・ 不可

*補助範囲について、希望するものに○を入れること。

教育・研修委員会承認印

委員長	副委員長	所属ユニット長	会 計

研修・受験等補助精算書

平成 年 月 日

項 目	領収書・明細書	金 額	決定金額
研修費	有 ・ 無		
受験料	有 ・ 無		
交通費	有 ・ 無		
宿泊費	有 ・ 無		
日 当	有 ・ 無		
合 計			

* パック料金等により、交通費・宿泊費の明細が不明の場合は、規定による。

* 受講修了証又は合格証等を添えて精算すること。

平成 年 月 日 上記精算書により、合計金額を受領いたしました。

氏名

①

別表 1

項 目	受験料	受講料	交通費	宿泊費	日当
ユニットリーダー		○	○	○	○
ケアマネ	○	△			
介護福祉士	○	△			
初任者	○	△			
福祉用具		○			
管理者研修		○	○	○	○
喀痰吸引研修		○	○	○	○
その他	○	○			

* ○は全額補助、△は50%を上限として補助。

別表 2

項 目	1年未満	2年未満	3年未満
ユニットリーダー	全額返金	半額返金	—
ケアマネ	全額返金	半額返金	30%返金
介護福祉士	全額返金	半額返金	30%返金
初任者	全額返金	半額返金	30%返金
福祉用具	全額返金	半額返金	—
管理者研修	全額返金	半額返金	—
喀痰吸引研修	全額返金	半額返金	—
その他	全額返金	半額返金	—